

寒川町告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 8 年寒川町議会第 1 回定例会 3 月会議において議決された次の補正予算の要領を別添のとおり公表する。

- ・ 令和 7 年度寒川町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 8 年 3 月 11 日

寒川町長 木 村 俊 雄

令和 7 年度寒川町一般会計補正予算(第 9 号)

令和 7 年度寒川町の一般会計の補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク及び (仮称) 相模川一之宮公園整備事業	令和7年度から令和9年度まで	1,564,275	令和7年度から令和9年度まで	1,729,275

令和 7 年 度

寒川町一般会計補正予算（第 9 号）に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
		期 間	金 額
（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク 及び（仮称）相模川一之宮公園整備事業	1,729,275	—	—

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
令和7年度から 令和9年度まで	1, 729, 275	775, 426	596, 500	357, 349	—